

## 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）

### (1) 制度概要

地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体を、緑地の保全や緑化の推進を行う団体として指定する制度。民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進する【都市緑地法第69条】。

市区町村長が指定をする。みどり法人は、市民緑地の管理や特別緑地保全地区の買取りなどを行うことができる。

### (2) 指定状況

表 （指定一覧）みどり法人

都道府県	市町村名	名称及び団体数	主体の法人格	指定年月日
茨城県	つくば市	(株)プレイスメイキング研究所	会社	R1. 12. 18
埼玉県	さいたま市	中川自治会	その他の非営利法人	H29. 8. 24
		片倉工業(株)	会社	H30. 5. 24
千葉県	柏市	NPO 法人 urban design partners balloon	NPO 法人	H29. 9. 28
		一般財団法人柏市みどりの基金	一般財団法人	R2. 1. 28
東京都	東京都	(公財)東京都公園協会	公益財団法人	H10. 3. 31
	千代田区	三菱地所(株)	会社	R1. 12. 18
		住友商事(株)	会社	R3. 3. 26
	墨田区	特定非営利活動法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会	NPO 法人	R4. 11. 30
	世田谷区	(一財)世田谷トラストまちづくり	一般財団法人	H9. 3. 31
神奈川県	横浜市	(公財)神奈川県公園協会	公益財団法人	H18. 3. 31
愛知県	名古屋市	(公財)名古屋市みどりの協会	公益財団法人	H16. 1. 30
		(株)ノリタケカンパニーリミテド	会社	H30. 11. 30
大阪府	泉佐野市	(一財)泉佐野みどり推進機構	一般財団法人	H25. 8. 29
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス(株)	会社	H31. 3. 26
愛媛県	西条市	(株)アドバンテック	会社	H30. 8. 28
合計		16		

※ 令和6年3月31日現在